

掲載内容

総論

- 1 通常清算とは
- 2 通常清算と特別清算・破産手続の違い
- 3 通常清算の流れ・スケジュール
- 4 専門家の役割(税理士・弁護士・司法書士)

第1章 解散決議と清算人

- [1] 株主総会の開催に向けて取締役会を招集したいが、招集権限のない取締役である場合
- [2] 取締役の中に連絡の取れなくなった者がいる場合
- [3] 取締役の中に遠方の者がいて取締役会に出席できない場合
- [4] 取締役会で株主総会の招集を決定したにもかかわらず、代表取締役が株主総会を開催しない場合
- [5] 遠方の株主や多忙な株主がおり、株主総会の決議に支障が出る可能性のある場合
- [6] 株式の一部に名義株があり、必要な議決権の確保が困難な場合
- [7] 清算株式会社の設置機関
- [8] 清算人の選任方法
- [9] 通常清算の途中で清算人が死亡した場合
- [10] 監査役の実務上の立場
- [11] 役員の実務上の選任方法が長期間適切に実施されていない場合
- [12] 定款を紛失して見つからない場合
- [13] 解散決議に期限が付されている場合
- [14] 取締役会設置会社において、株式譲渡制限に関する定款の定めを変更する必要がある場合
- [15] 会社の清算中に、商号や目的の定款変更や本店移転、増資等の資金調達が必要がある場合
- [16] 廃業に伴い各種届出が必要な場合

第2章 財産目録・貸借対照表の作成等

- [17] 解散以後に作成すべき財務諸表
- [18] 簿外資産を計上すると多額の利益が計上されてしまう場合
- [19] 財産目録・貸借対照表を作成する際に、処分価格を付することが困難な資産がある場合
- [20] 粉飾決算により利益を過大に計上し過大納付法人税がある場合
- [21] 実在性のない資産(現金、仮払金等)がある場合

- [22] 回収不能の債権がある場合(貸借対照表の記載金額について)
- [23] 財産目録に付す処分価格の具体例
- [24] 法人税の申告期限の延長特例申請がされている場合の申告書提出期限
- [25] 海外投資等損失準備金等の繰入れを行っていた法人が解散した場合の適用を検討している場合
- [26] 解散によって利用できる税務規定の適用を検討している場合
- [27] 外形標準課税、留保金課税の適用関係
- [28] 償却資産税、事業所税の適用関係
- [29] 解散以後の法人住民税均等割の課税関係
- [30] 清算により欠損金を翌期に繰り越すことができない場合
- [31] 代表者に対する貸付金がある場合の未収利息計上の要否

第3章 債権者保護手続

- [32] 催告を行っていない債権者がいる場合
- [33] 既に消滅時効期間が経過していると考えられる債権がある場合
- [34] 公告前に債権を主張する者が、債権申出期間内に届出を行わなかった場合
- [35] 債権申出期間中に弁済期が到来する債務がある場合
- [36] 弁済許可の手続
- [37] 官報公告の目的と方法
- [38] 債権者保護手続をやり直す必要がある場合

第4章 現務の結了

- [39] 解散決議後に営業活動を行いたい場合
- [40] 解散決議後に事業譲渡を行いたい場合
- [41] 会社の清算に当たって従業員を雇用又は解雇する場合
- [42] 天災等やむを得ない事由のために事業の継続が困難となり解雇予告ができない場合
- [43] 解雇予告手当から源泉徴収しようとしたところ、退職者から退職所得の受給に関する申告書の提出を受けた場合
- [44] 従業員から退職前に残りの有給休暇を全て消化したいと言われた場合
- [45] 従業員に対する未払賃金がある場合
- [46] 労働保険料の精算の結果、保険料を払いすぎていることが分かった場合
- [47] 清算の場合の社会保険手続概要

第5章 債権の取立て及び債務の弁済

- [48] 回収、取立てが難しい貸付金があり手続が停滞しそうな場合
- [49] 債権額が不確定な債権があり、その額が確定できない場合
- [50] 資産売却により清算事業年度中に課

- 税が発生しそうな場合
- [51] 実在性のない資産がある場合
- [52] 弁済したいが相手方が所在不明の場合
- [53] 代表者又は取締役に対して退職金を支給する場合
- [54] 代表者貸付金の返済が困難な場合
- [55] 代表者借入金について債務免除を受ける場合の留意点
- [56] 親会社が債務を肩代わりする場合
- [57] 親会社が債務免除する場合の留意点
- [58] 個人株主等から私財提供を受ける場合の留意点
- [59] 会社の借入金を返済するため抵当権が設定されている個人所有の不動産を売却した場合
- [60] 最後事業年度の税務申告で事業税が生じた場合

第6章 残余財産の分配

- [61] 残余財産が少ないため、一定の数未満の数の株式しか有しない株主には残余財産の割当てをしない場合
- [62] 株式の数に応じないで残余財産を割り当てたい場合
- [63] 債務弁済をする前に残余財産の分配を行った場合
- [64] 残余財産の現物分配を通知したが、株主から金銭分配請求権を行使された場合
- [65] 現物による分配を行わなければならない場合
- [66] みなし配当課税が生じる場合
- [67] 株主に残余財産が分配され課税が生じる場合

第7章 清算結了手続、結了後の手続

- [68] 株主が所在不明のため会社の清算結了のための株主総会が開催できない場合
- [69] 清算結了後に新たに残余財産が見つかった場合
- [70] 清算結了後に、債権を主張する債権者がいた場合
- [71] 清算人の死亡や海外転居等により帳簿資料の保存が困難な場合
- [72] 会社の利害関係人から帳簿資料の閲覧を請求された場合
- [73] 税務申告における「残余財産確定」の具体的な基準
- [74] 第二次納税義務
- [75] 100%子会社の清算結了に伴う税務上の留意点

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

スムーズな廃業手続をサポート!

実務
対応

株式会社の 清算手続における疑問点

— 解散・通常清算を円滑に進めるために —

編集代表

杉山 直 (税理士)

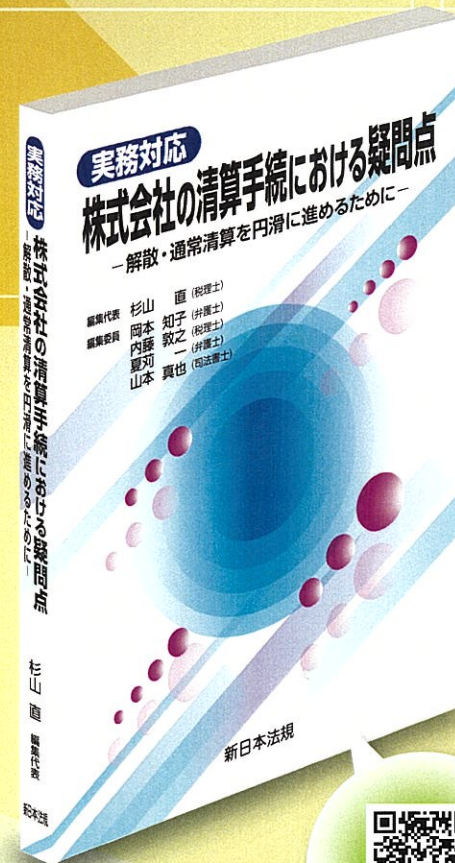
編集委員

岡本知子 (弁護士)

内藤敦之 (税理士)

夏莉 一 (弁護士)

山本真也 (司法書士)



詳細はコチラ!

✓ 通常清算(解散決議から清算結了後まで)を円滑に進める上での疑問点を取り上げています。

✓ ケースへの対処方法や法的な取扱い等を「ポイント」として掲げた上で、実務上生じたノウハウを落とし込んで解説しています。

✓ 会社清算手続について経験豊富な専門家が執筆しています。

A5判・総頁232頁
定価 3,960円 (本体 3,600円) 送料 410円
ISBN978-4-7882-9285-7

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで発売!!

〈電子版〉定価 3,630円 (本体 3,300円)
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

〔5〕 遠方の株主や多忙な株主がおり、株主総会の決議に支障が出る可能性のある場合

ケース

株式会社の解散の決議を行いたいのですが、当社の株主には海外にいる方や出張で多忙な方がいます。このような人たちにも決議に参加してもらうためにはどうすればよいでしょうか。

ポイント

- ① 株主総会に出席しない株主による議決権の行使の方法として、書面又は電磁的記録による議決権行使、第三者による議決権行使の方法を検討する。
- ② リモートの方法による開催を検討する。
- ③ 株主総会の開催を省略する方法を検討する。

解説

1 株主総会における解散の決議

株式会社を清算するためには、株主総会における解散の決議（特別決議）をする必要があります（会社471三・309②十一・同柱書）。また、実務上は株主総会にて清算人の選任の決議を行う場合が多くあります。

2 出席しない株主による議決権行使の方法

株主が株主総会に出席できない場合に備えて、次の方法をとることができます。

まず、書面や電磁的記録による議決権の行使の方法があります（会

権を行使できることを決定する必要があります（会社298①三・四）。なお、この場合は、株主全員の同意による招集手続の省略をすることはできません（会社300ただし書）。

次に、株主が委任状を提出し、代理人によって議決権を行使する方法があります（会社310）。この点、代理人として第三者が決議に参加することで株主総会が混乱させられる場合に備えて、あらかじめ定款で代理人資格を株主に限る旨の定めを設けることも考えられ、これは会社の利益を保護する趣旨に出たものであって合理的理由による相当程度の制限であるから有効とした判例があります（最判昭43・11・1判時542・76）。

3 リモートによる方法

株主総会に全員が会場に出席することを前提とするのではなく、

〔41〕 会社の清算に当たって従業員を雇用又は解雇する場合

ケース

株式会社の解散決議後に、従業員を雇用し続けることや新たに従業員を雇用することはできるでしょうか。反対に、従業員を解雇することはできるでしょうか。

ポイント

- ① 清算業務に必要である場合には、従業員を雇用し続けることも可能であるし、解散決議後に新たに従業員を雇用することも可能である。
- ② 会社の清算に伴い従業員を解雇する場合、普通解雇によることとなる。また、清算に伴う解雇であっても、解雇の要件を満たし、手続も履践しなくてはならない。

解説

1 従業員の雇用を継続すること

現務の結了とは、会社の解散当時未了の状態にある事務の後始末を

〔48〕 回収、取立てが難しい貸付金があり手続が停滞しそうな場合

ケース

随分前に発生した貸付金が帳簿に残っていますが、調査したところ、相手先はまだ倒産せず、存続しています。しかし、こちらに契約書などは存在せず、根拠資料が不足しているため、督促ができない状況です。どうすればよいでしょうか。

ポイント

- ① 回収困難な債権について税務上の貸倒要件は厳しく、回収の努力が求められる。
- ② 選択肢としては、有税で償却するか、債権譲渡するか、あるいは現物分配する、などがある。

解説

1 発生経緯不明等の債権の貸倒損失処理

税務上の貸倒損失の損金算入要件は厳しく、法的に切捨てがあればその時点で損金算入可能ですが、そうでなければ、債務者の実態を把握して、回収ができないことを疎明する必要があります。

書面による債権放棄も考えられますが、そもそも「債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができ

〔61〕 残余財産が少ないため、一定の数未満の数の株式しか有しない株主には残余財産の割当てをしたくない場合

ケース

当社には、株式保有割合1%未満の株主がありますが、残余財産が僅少であり、数百円程度の残余財産の分配が見込まれるのみなので、手続を簡素化するためにも割当てをしたくありません。どのような方法がありますか。

ポイント

- ① 残余財産の割当ては、株式の数に応じた平等取扱いが原則であり、原則として割当てが義務付けられる。
- ② 定款で、残余財産の分配を受ける権利について株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めることができる。
- ③ 残余財産の分配について株主自ら放棄をすることができる。

解説

1 株式の数に応じた平等取扱い

清算株式会社は、残余財産の分配をしようとするときは、清算事務の一環として、清算人の決定（清算人会設置会社にあつては、清算人会の決議）によって、残余財産の種類に加え、株主に対する残余財産

そのため、残余財産が少ない清算株式会社であっても、原則として、一定の数未満の数の株式しか有しない株主であることを理由に残余財産の割当てをしないことはできません。

2 定款による異なる取扱いの定め

株主平等原則の例外として、公開会社でない株式会社は、残余財産分配請求権について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨（属人的な定め）を定款で定めることができます（会社109②）。

そのため、株主総会の特殊決議（定款の定めのない限り、総株主の半数以上による総株主の議決権の4分の3以上の決議（会社466・109②・309④））にて定款を変更し、定款に株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めることで、残余財産を割り当てないことが可能となります。

また、残余財産の分配について、定款において、異なる定めをした内容の異なる種類株式を発行することができ（会社108①二）、これが定められている場合には、当該種類株式の内容に応じてですが、分配をしないことが可能な場合があります（会社504②一）。

そのため、株主総会の特別決議（定款の定めのない限り、議決権を